

令和7年度

鳥取県文化芸術活動支援補助金 対象事業募集

鳥取県内で活動する
芸術家・文化芸術団体等の活動を支援します！

要件など
詳しくは
裏面へ！



■ 県内外で作品展示・舞台公演 ■ 節目の年に行う周年事業

⇒優れた文化芸術活動支援事業

⇒周年支援事業

■ 本県ゆかりの先人を顕彰

⇒とっとり文化の先人顕彰事業

■ 本県ゆかりの映像作品の上映

⇒映像作品活用支援事業

募集期間、補助対象期間

区分	募集期間	補助対象となる事業期間
1次募集	令和7年3月3日(月)から 4月2日(水)まで	【優れた文化芸術活動支援事業・とっとり文化の先人顕彰事業】 令和7年4月19日(土)から令和8年3月31日(火)まで 【周年支援事業・映像作品活用支援事業】 令和7年4月12日(土)から令和8年3月31日(火)まで
2次募集	令和7年 8月1日(金)から 8月29日(金)まで	令和7年10月1日(水)から令和8年3月31日(火)まで

※2次募集については、1次募集の採択状況により募集しない場合があります。その場合は、7月上旬頃に鳥取県文化政策課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>)にてお知らせします。

申請方法

交付申請書、実施計画書、収支予算書及び申請者活動状況調べを作成し、申請事業の参考となる書類とあわせて、持参、郵送、電子メール、又は「とっとり電子申請サービス」により提出してください。

※募集期間最終日の午後5時必着です。

※郵送、電子メールにより提出される場合は、受け取り確認のため、送信・郵送後に必ず問い合わせ先へ電話をお願いします。

※様式は鳥取県文化政策課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/bungeihojokin/>)からダウンロードできます。

結果通知

優れた文化芸術活動支援事業・とっとり文化の先人顕彰事業については、選定委員会が審査を行い、その結果をもとに対象事業を決定します。1次募集に係る審査結果は、5月上旬ごろまでにお知らせします。

周年支援事業・映像作品活用支援事業は、補助要件を審査の上、対象事業を決定します。1次募集に係る審査結果は、4月下旬ごろまでにお知らせします。

申請書の書き方や計画の立て方などのご相談にも応じます。
申請を予定されている方は、まずはお早めにご相談ください！

詳しくはホームページへ↓

【申請・お問い合わせ先】

鳥取県地域社会振興部文化政策課(〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地)

電話:0857-26-7843 ファクシミリ:0857-26-8108

電子メール:bunsei@pref.tottori.lg.jp

鳥取県文化政策課



■ □ ■ 募集対象事業の概要 ■ □ ■

事業区分	補助率及び上限額	補助対象となる取組の内容
①優れた文化芸術活動支援事業【審査会有】	補助率: 1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4) 上限額: 30万円 (本県の文化芸術活動の推進に顕著に寄与すると認められた場合は100万円)	県内に活動の本拠を置く芸術家等が県内外(国内に限る)で自ら創造し、実施する優れた作品展示・舞台公演等及びこれらに付随して行われるワークショップ等(第0回といった定例的な活動は対象外) (令和5,6年度に本事業の交付決定を受けて事業を実施した芸術家等は対象外。ただし、補助事業を中止又は廃止した者は、この限りでない。)
②とっとり文化の先人顕彰事業【審査会有】	[顕彰事業立ち上げ支援事業] 補助率: 1/2 上限額: 30万円 (複数人の顕彰を行う場合: 50万円)	全国的に大きな業績を残すなど顕彰が行われるべき者でありながら、地元ではあまり知られていない、本県にゆかりのある文化芸術分野の先人(物故者に限る)について、その魅力や業績を発掘し、地域の文化資源として活用するためのシンポジウムや展示会等の開催、発行物等の作成、資料整理等 (当該活動の開始から通算3回目までの活動が対象)
	[全国発信事業] 補助率: 1/2 上限額: 50万円	全国的に大きな業績を残した本県ゆかりの文化芸術分野の先人(物故者に限る)について、その魅力や業績を広く発信するためのシンポジウムや展示会の開催等の事業のうち、特に全国的な情報発信が見込まれるもの
③周年支援事業	補助率: 1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4) 上限額: 10万円	県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する定例化した作品展示・舞台公演及びこれらに付随して行われるワークショップ等に係る周年事業 (周年事業とは、第5回又は第10回といった節目の年に行われる比較的規模の大きな事業)
④映像作品活用支援事業	補助率: 1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4) 上限額: 10万円	県内で実施する映画・アニメーション等映像作品(県内の事柄又は県内出身人物をテーマにしたもの、又は県内出身者が制作に関わった作品等、本県にゆかりのある映像作品)を上映する事業及びこれに関連して行われる講演会等 (当該活動の開始から通算3回目までの活動が対象)

※それぞれ、補助対象となるには一定の要件があります。また、補助金の対象となる経費は、当日及び前日リハーサルの会場使用料及び付帯設備費、会場設営費、チラシ・ポスター・プログラム等の印刷費、広告宣伝費、作品等の輸送料などです。詳細は、文化政策課ホームページにて、令和7年度鳥取県文化芸術活動支援補助金募集要項、鳥取県文化芸術活動支援補助金交付要綱をご確認ください。

※申請団体が多数の場合は、申請内容を審査の上、予算の範囲内において減額して交付する場合があります。

ホームページで過去に助成した事業の様子をご紹介します。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/bungeihojokin/>

